

市税の納付方法が増えました



問 税務課 収納管理係

令和5年4月から納付済通知書(現金用納付書)に印字されたeL-QRまたはeL番号を利用して、固定資産税、軽自動車税、市県民税(普通徴収)、国民健康保険税(普通徴収)の4つの税がスマホ操作により電子決済で納付できるようになりました。

▶納付方法

納付済通知書に記載のeL-QRまたはeL番号を利用してのお支払いについては、右のQRコードの「地方税お支払いサイト」からお進みの上、支払方法を選んでください。または各種スマートフォン決済アプリから手続きも可能です。クレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト方式による納付などが利用できます。またこれまでどおり市役所・金融機関・コンビニエンスストアでも納付が可能です。



←まずはこちらからお進み下さい

地方税お支払いサイト
<https://www.ayment.eltax.lta.go.jp>

- ①納付書を準備して、上記サイトにアクセス
- ②納付書の「eL-QRコード」を読み取る
- ③支払方法を選択

▶ご注意

- ・eL-QRまたはeL番号を利用しての納付は領収書が発行されません。
- ・納期限ごとの自動決済、自動引き落としはできません。
- ・クレジットカード決済については決済金額に応じて利用者負担でシステム利用料が加算されます。
- ・その他の個別の納付方法の注意点については地方税お支払いサイトにてご確認ください。

▶口座振替をご利用の方

納付方法に口座振替を指定されている皆さまにはeL-QR及びeL番号の記載された納付書をお送りしておりません。

○軽自動車税納税証明書の郵送廃止について

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の運用開始により継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。このため令和5年度より、軽自動車税の口座振替納税者への納税証明書の郵送発行を廃止しました。

生活

国民健康保険税についてのお知らせ

問 税務課 市民税係

納税通知書の送付・納付方法

⇒7月から令和6年2月まで、8回に分けて納めていただきます。

- ・現金で納入する方は、納税通知書に記載されている金融機関又はコンビニエンスストアで納期限までに納めてください。(納税通知書・納付書は7月中旬に発送します。)
- ・口座振替の方は確実に引き落としができるよう、納期限の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- ・口座振替を希望される方は、市内金融機関または税務課の窓口でお申し込みください。
- ・上記のとおり納入方法が追加され、支払い方法の幅が広がりました。ご利用ください。(クレジットカード払い、スマホ決済等)

特別徴収

⇒特別徴収(年金から天引きによる徴収)となっている方、新しく特別徴収となる方には、7月下旬に特別徴収(本徴収)開始通知書をお送りします。

今年度からの変更点

○課税限度額の変更

支援金分の課税限度額が22万円(改正前は20万円)に改正されました。医療分、介護分は変更ありません。

○軽減判定の判定額の変更が以下のとおり改正されました。

5割軽減：世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が

43万円+29万円(改正前は28.5万円)×被保険者数+10万円×(一定の給与所得者等の数-1)以下

2割軽減：世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が

43万円+53.5万円(改正前は52万円)×被保険者数+10万円×(一定の給与所得者等の数-1)以下

○資産割の廃止 資産割が本年度から廃止となりました。